

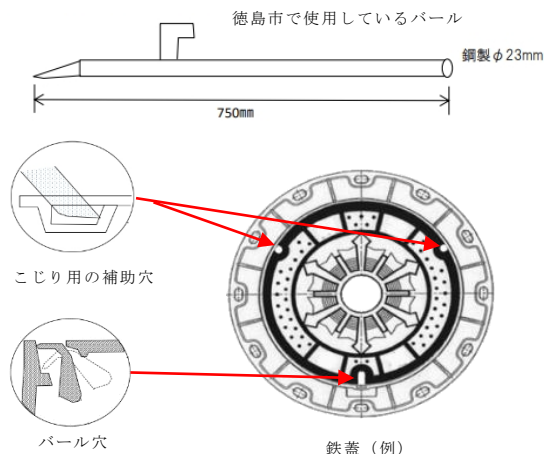
● 1 水源の原水等

- (1) 水源の原水、有効水源量、構造及び給水等は、原則として◇水源の例によること。
- (2) 吸管投入孔又は採水口の位置から有効に警戒すること。
- (3) 吸管投入孔、吸管投入場所又は採水口（以下この号において「吸管投入孔」という。）は、消防ポンプ自動車が寄り付くことができる採水に支障のない位置から概ね 2m 以内の場所に設置すること。★

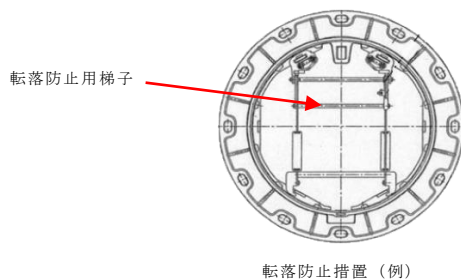
なお、スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備は除く。）、連結散水設備又は連結送水管（以下この号において「スプリンクラー設備等」という。）を設ける対象物にあってはスプリンクラー設備等の送水口から概ね 20m 以内となるよう当該消防用水の吸管投入孔位置を配慮すること。

● 2 吸管投入孔の大きさ等

- (1) 吸管投入孔の直下には、一辺の長さ又は直径が 60 cm 以上で、かつ、深さ 50 cm 以上の低設ピットを設けること。
- (2) 吸管投入孔の大きさは、原則として丸形とし、直径 60 cm 以上とすること。
- (3) 吸管投入孔は、水量 80 立方 m 未満のものには 1 個以上、80 立方 m 以上のものには 2 個以上設けること。
- (4) 吸管投入孔には、徳島市で使用しているパールで開閉できる鉄蓋等を設けること。なお、車路に吸管投入孔を設ける場合は、車両の重量に十分耐えられる強度を有するものとする。



- (5) 吸管投入孔から 5m 以内の範囲に他の用途に供するマンホール等の蓋がある場合は、消防用水の蓋又はその周囲を黄色で塗色すること。ただし、他の蓋と容易に判別できる場合は、この限りでない。
- (6) 吸管投入孔には、転落防止措置をすること。



● 3 採水口（地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける場合）

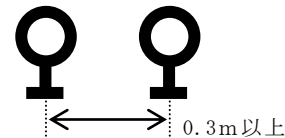
採水口を設ける場合は、次によること。

- (1) 採水口は、（一社）日本消防放水器具工業会の自主認定品を設けること。
- (2) 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定される呼称 75 のねじ式受け口に適合する単口とし、設置個数は、次によること。

所要水量 (立方 m)	40 未満	120 未満	120 以上
採水口の数	1	2	3

- (3) 採水口に接続する配管は、呼び径 75 A 以上とし、採水口ごとに単独配管とするとともに原則として長さを 10m 以内とすること。ただし、有効水量が採水口から 1m 以下に確保されている場合は、この限りでない。
- (4) 採水口は、地盤面から 0.5m 以上 1m 以下の位置に設けること。
- (5) 採水口を複数設ける場合は、吸管の接続に支障のない間隔を取ること。

採水口が平行となる場合
(上下の関係も同様)



- (6) 採水口には、10 cm × 30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「消防用採水口」とその容量を表示する標識を設けること。
- (7) 採水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、採水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

● 4 地盤面下 4.5m を超えるもの ★

有効水量が地盤面下 4.5m を超えるものにあつては、次により加圧送水装置及び採水口を設けること。（要特例申請）

- (1) 加圧送水装置の吐出量及び採水口の数、次表によること。

所要水量 (立方 m)	40 未満	120 未満	120 以上
吐出量 ※ (L/min)	1, 200	2, 400	3, 600
採水口の数	1	2	3

- (2) 加圧送水装置の起動装置は、採水口の直近及び防災センター等に設けること。なお、採水口に設ける起動装置には、見やすい位置に「消防隊採水用ポンプ」と表示する標識を設けること。
- (3) 加圧送水装置には、1 時間以上の容量を持つ自家発電設備又は蓄電池設備による非常電源を設けること。

● 5 標識 ★

消防用水に設ける標識は 20 cm × 40 cm 以上の大きさで白地に赤文字の「消防用水」と表記するほか次によること。

- (1) 吸管投入孔を設ける消防用水の標識には、当該標識から吸管投入孔までの距離（積雪の影響のな

い部分に設けるものは、この限りでない。) 及び採水可能な水量を併記すること。

- (2) 採水口には、消防用水の標識に採水可能な水量を併記するとともに、それとは別に採水口の直近に赤地に白文字の「消防用採水口」と表示した標識を設けること。

● 6 連通管

消防用水に連通管を設ける場合は、4,800L/minで算出した水位による容量によること。

● 7 その他

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく、開発行為の許可に係る消防水利と兼用する場合の水源水量は、それぞれの必要水量以上とし、施行令第 27 条及び消防用水の基準（標識を除く。）についても適用させること。